

## 任意継続被保険者の手続き

任意継続被保険者制度に加入されたみなさまへ・・・

この手続きは、任意継続被保険者制度加入にあたり、みなさまにご留意いただきたい注意事項をまとめたものです。

ご確認ください、任意継続期間中の手続きとしてご活用下さい。

本冊子は、健保HP(退職に関する手続き→任意継続被保険者制度に加入するとき→[加入者の方へ]任意継続被保険者の方へ)でもご覧いただけます。

### — 目次 —

#### ①保険証について

- ▼被扶養者に異動が生じたとき ..... P. 2
- ▼氏名・住所・保険給付金等の振込先銀行が変わったとき ..... P. 2
- ▼保険証を紛失したとき ..... P. 2

#### ②保険料について

- ▼領収証について ..... P. 2
- ▼納付方法を変更したいとき ..... P. 2
- ▼納付書お届け時期 ..... P. 2

#### ③各種健診補助・特定健診について..... P. 3

#### ④任意継続の脱退について

- ▼2年間の期間満了になったとき ..... P. 4
- ▼後期高齢者医療の被保険者となったとき(75歳到達) ..... P. 4
- ▼再就職したとき ..... P. 5
- ▼継続を辞退するとき ..... P. 6
- ▼保険料を納付期日までに納めなかったとき ..... P. 6
- ▼被保険者が死亡したとき ..... P. 7

※本冊子は予告なく変更する場合があります。最新の情報は、HPをご確認ください。

#### JSR健康保険組合

〒510-8552 三重県四日市市川尻町100番地  
TEL 059-345-8004 FAX 059-345-8110  
ホームページ <https://www.jsrkenpo.or.jp/>

## ①保険証について

- ・ 保険証の内容に誤りがございましたら、当健保までご連絡下さい。
- ・ 退職前と比べて、保険証の内容（被保険者記号・番号）が変わりましたので、初診再診を問わず、必ず任意継続の保険証を医療機関の窓口へ提示して下さい。

### ▼被扶養者に異動が生じたとき

- ・ 当健保までご連絡下さい。『被扶養者（異動）届』を送付いたします。
- ・ 被扶養者が75歳に到達し「後期高齢者医療制度」の対象となる場合はこちらから案内致します。

### ▼氏名・住所・保険給付金等の振込先銀行が変わったとき

- ・ 当健保へご連絡又はホームページより『変更届』を印刷し、必要書類を提出して下さい。

### ▼保険証を紛失したとき（再発行）

- ・ 当健保へご連絡又はホームページより『申請書』を印刷し、必要書類を提出して下さい。

## ②保険料について

- ・ 正当な理由なく、納付期限内に保険料が納付されない場合は資格を喪失することになります。必ず期日厳守で納付して下さい。
- ・ 任意継続の保険料は、退職時の月額と前年9月末における全被保険者の平均月額とを比べて、いずれか低い月額に保険料率を乗じて算出しています。  
（『被保険者資格取得通知書』を参照して下さい。）
- ・ 全被保険者の平均標準報酬月額が改定されたり、保険料率が変わり保険料に大幅な変更があった場合は、『改定通知』によりご連絡いたします。
- ・ 任意継続を脱退される場合は必ずご連絡下さい。（P4「④任意継続脱退について」参照）

### ▼領収証について

- ・ 当健保より送付しました『納付書兼領収書』は、年末調整および確定申告の際に必要となりますので、必ず大切に保存して下さい。なお、再発行はできませんのでご了承下さい。
- ・ 納付書を使わずに振込手続きをされた場合は、『振込明細書』等の証明書を必ず入手して、大切に保存してください。

### ▼納付方法を変更したいとき

- ・ 申請時に選択した納付方法を変更したい場合は、お早めに当健保までご連絡下さい。
- ・ 毎月納付から前納へ変更する場合、前納開始月（4月又は10月）の前月までは、毎月納付をしていただくことになります。

### ▼納付書お届け時期

- ・ 初回月分保険料の入金確認後、保険証等と合わせて「初回月の翌月から半期まで（1年前納者は翌年3月まで）の分」を送付します。以降は、下記のとおり定期的に発送いたします。

	上期(4～9月)						下期(10～翌年3月)					
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
毎月納付	★						★					
半年前納						★						★
1年前納												◎

★…上期(4～9月)分お届け ☆…下期(10～翌年3月)分お届け ◎…1年(4～翌年3月)分お届け

### ③各種健診補助・特定健診について

被保険者（ご本人）と被扶養者（ご家族）では、利用できる健診制度の内容が異なります。利用できる健診制度をご確認いただき、健康づくりにお役立て下さい。

対象者	対象年齢	受診できる健診の種類・補助額			
被保険者 (ご本人)	34歳以下	脳ドック ※5年に1回 (上限1万円)	女子特別健診 ※女性のみ (上限3万円)		
	35～39歳	生活習慣病健診 (上限2万円)	脳ドック (上限1万円)	女子特別健診 ※女性のみ (上限3万円)	
	40歳以上	※生活習慣病健診、人間ドックは年度内にいずれか1つ利用できます			
		生活習慣病健診 (上限2万円)	人間ドック 節目年齢: 上限5万円 節目年齢以外: 上限2万円	脳ドック (上限1万円)	女子特別健診 ※女性のみ (上限3万円)
被扶養者 (ご家族)	34歳以下	当組合の補助では受診できません			
	35～39歳	生活習慣病健診 (上限1万円)			
	40歳以上	※4つの健診のうち、年度内にいずれか1つ利用できます ※特定健診受診券、巡回レディース健診は4～5月頃にご自宅へ送付します			
		生活習慣病健診 (上限1万円)	人間ドック (上限1万円)	特定健診 受診券 (全額補助)	巡回レディース健診 ※女性のみ (全額補助*)

\*…特定健診分については全額補助ですが、おすすめセットやオプション検査を選択された方は、自己負担があります。詳しくは4～5月頃にご自宅へ送付する案内をご覧ください。

( ) …括弧内は当健保の補助額です。

- ・被保険者節目年齢は40、45、50、55、60、65、70歳の方です。
- ・年齢は、受診日当日ではなく、年度末3月31日現在の年齢を基準とします。  
(例) 2018年度末時点で55歳の方→2018年度に受けた人間ドックに対して5万円補助。
- ・健診年度は、4月1日～翌年3月31日までの1年間です。在職期間も通算します。

#### 【ご注意（必読）】

- ・人間ドック、生活習慣病健診は、以下の特定健康診査項目を全て含む健診に対して補助。一部でも項目が無い場合は、補助対象外。  
《必須項目》  
①問診②診察③身体計測（身長、体重、BMI、腹囲）④血圧測定⑤尿検査（尿糖、尿蛋白）  
⑥血液検査（空腹時血糖またはHbA1c、中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール、GOT、GPT、γ-GTP）
- ・補助回数は、それぞれ年度内(4月～3月)に1回です。(脳ドックは35歳未満は5年に1回)
- ・資格喪失後の受診および年度内に2回以上受診された場合は、後日健診費用の全額を請求しますので、ご注意ください。

#### 特定健診・特定保健指導とは？

この制度は、メタボリックシンドローム（内臓脂肪型肥満）の予防・改善に着目し、もっと早い段階で生活習慣病を予防することを目的として、平成20年4月から健保組合などの各医療保険者に義務づけられた制度です。当健保でも実施計画に基づき、段階的に健診・保健指導による生活習慣改善のサポートに取り組んでいます。

受診方法、健診補助の詳細や申請書については、JSR健康保険組合のホームページをご覧ください。

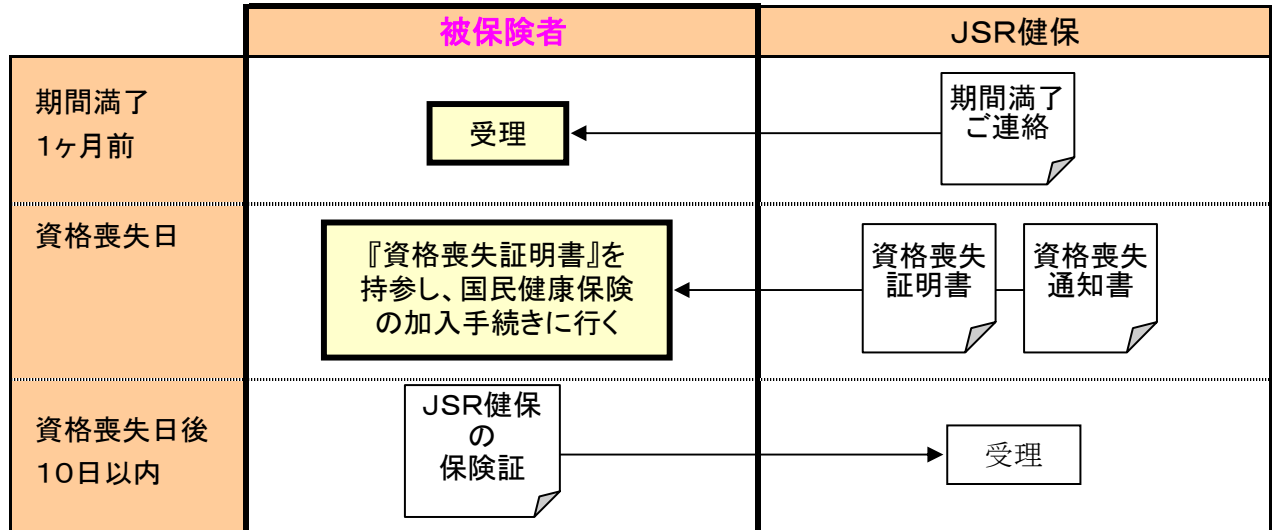
JSR健保



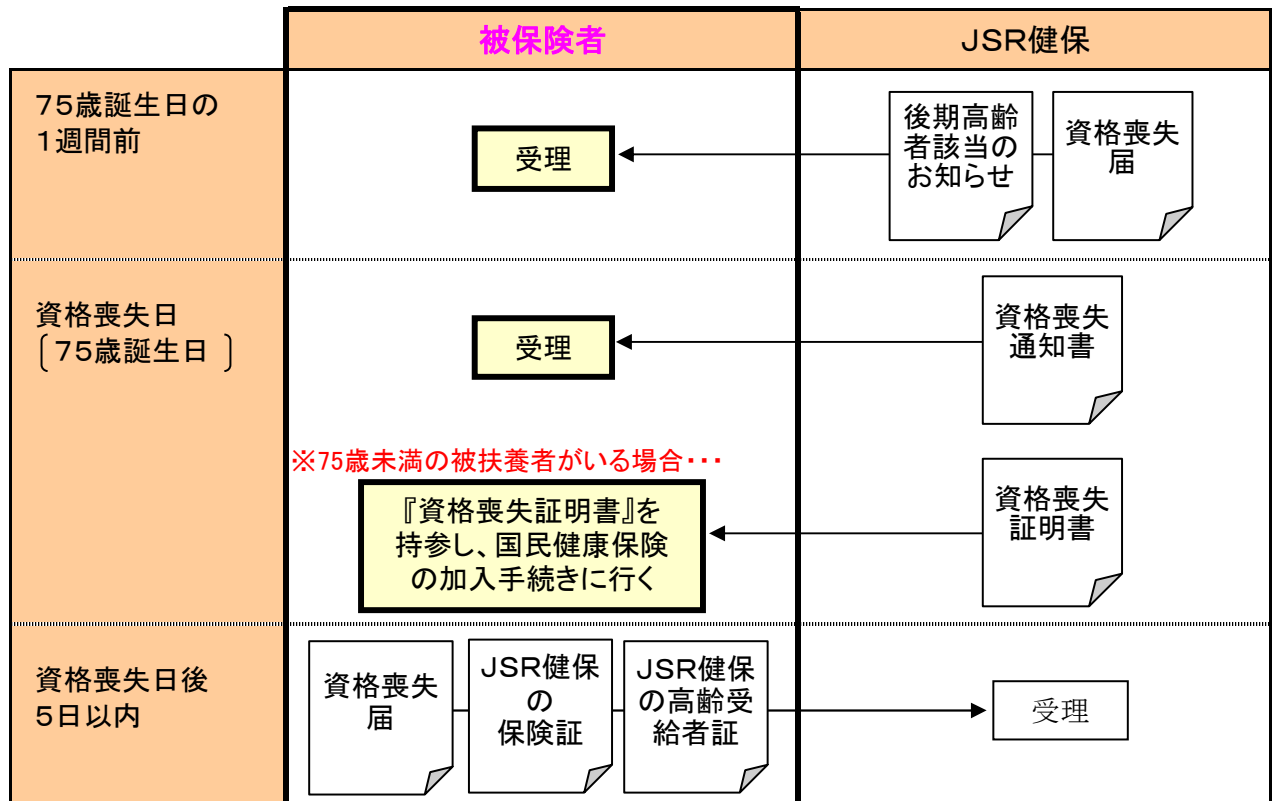
## ④任意継続脱退について

脱退事由により手続きの流れが異なりますので、各図をご確認下さい。

### ▼2年間の期間満了になったとき



### ▼後期高齢者医療の被保険者となったとき（75歳到達）



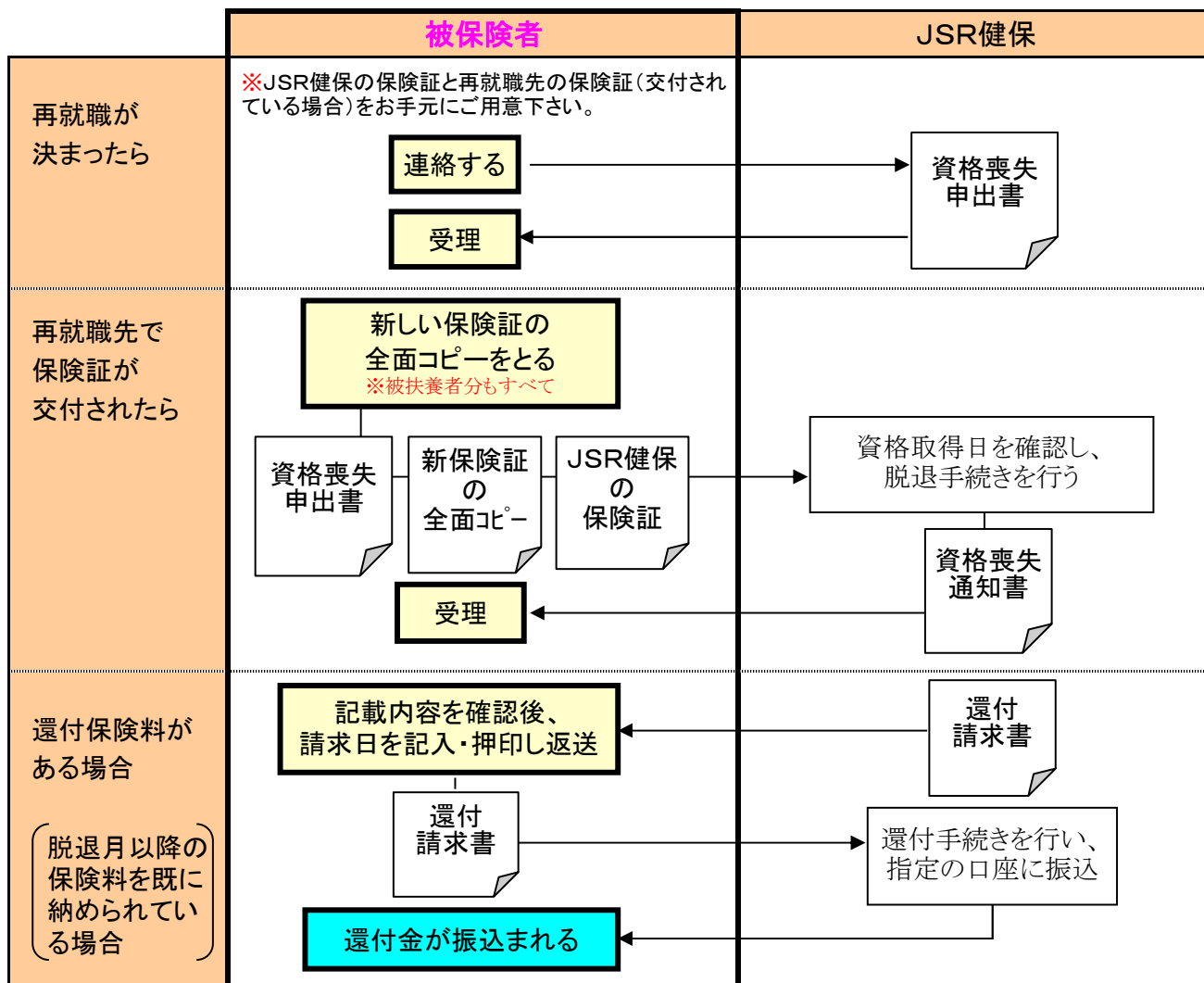
- ・被保険者が脱退した場合は、被扶養者が75歳未満でも脱退することになります。
- ・障害認定を受けたことにより「後期高齢者医療制度」に加入することとなった場合は、当健保までご連絡下さい。
- ・75歳誕生日からは後期高齢者医療制度へ加入することになり、自動的に新しい保険証が送付されますので、ご自身の手続きは不要です。詳細は、各市区町村窓口へお問い合わせ下さい。

## ▼再就職したとき

- ・必ず当健保までご連絡いただき、脱退することをお申出下さい。
- ・再就職先の健康保険の資格取得日が、当健保の喪失日となります。新しい保険証をご準備下さい。
- ・当健保の喪失月以降の分として既に納められている保険料がある場合は、後日還付されます。  
(但し、任意継続加入月と喪失月が同月の場合は、還付されません)

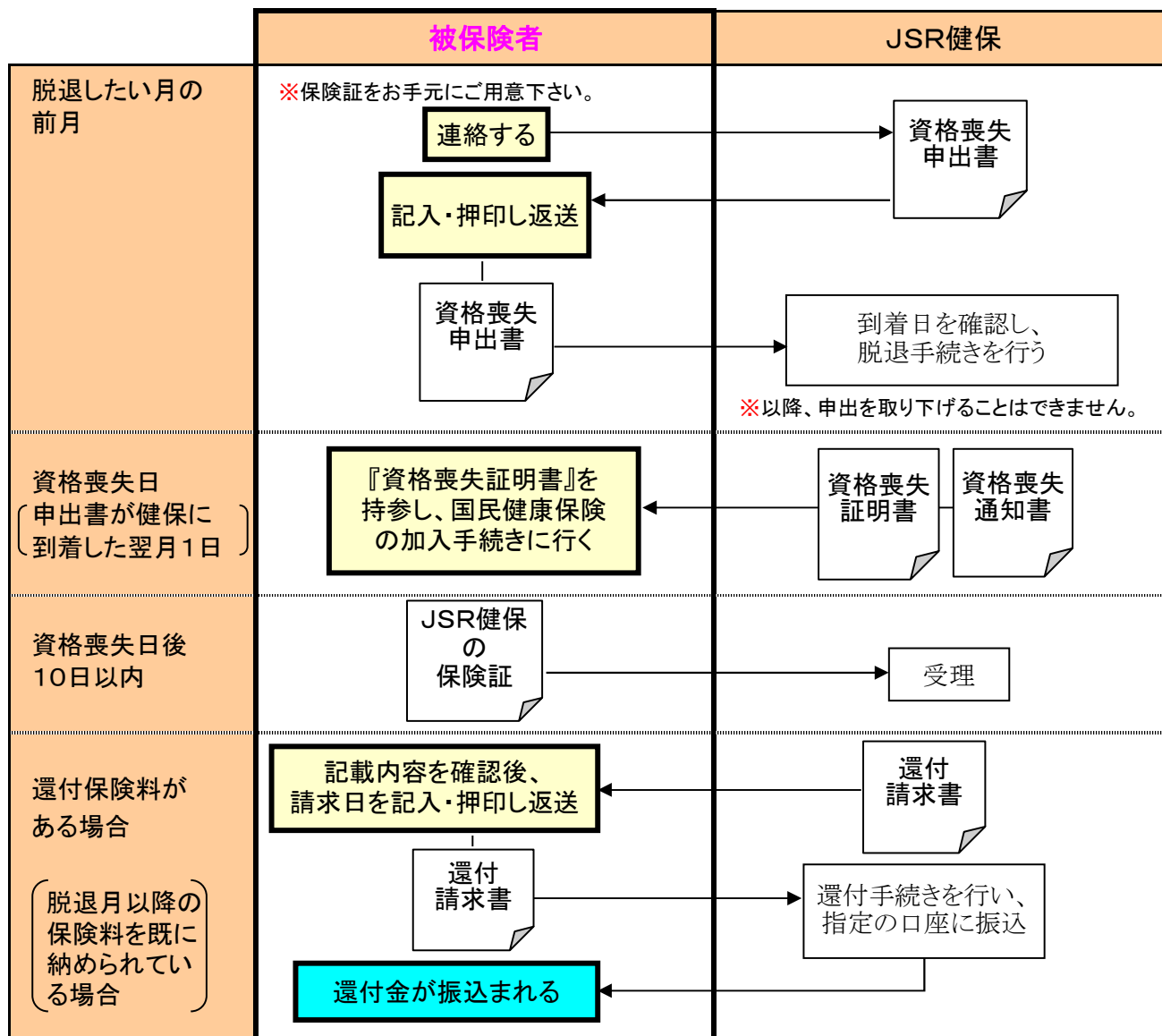
**⑨ 注** 新しい保険証の資格取得日(当健保喪失日)以降は、当健保の保険証で病院にかかることはできません。

万一、誤って喪失後に当健保の保険証を使用した場合は、必ず病院や調剤薬局の窓口で新しい保険証の提示をお願いいたします。提示が遅れるなど、病院との医療費調整ができなかった場合は、当健保が負担した医療費を返還していただきます。再就職後は当健保の保険証を使用されないようご注意ください。



## ▼継続を辞退するとき

- ・必ず、当健保までご連絡いただき、脱退される理由をお申し出下さい。  
(国民健康保険へ切り替えたい、ご家族の被扶養者になるなど)
- ・脱退日は、申出書が当組合に到着した月の翌月1日となります。
- ・**申出書のご提出後は、辞退の申し出を取り下げることができません。**
- ・喪失月以降の分として既に納められている保険料がある場合は、後日還付されます。



## ▼保険料を納付期日までに納めなかったとき

- ・納付期限内に保険料を納付されない場合は、資格を喪失することになります。
- ・脱退日は1日ではなく、保険料を納付しなかった月の納付期日(毎月10日★)の翌日となります。(★納付期日=10日が土日祝祭日の場合は、その翌日となります。)

**正当な理由なく、納付期日以内に納付されない場合は資格を喪失することになります。その場合、保険料の納付期日の翌日以降は、JSR健保の健康保険証は使えません。すみやかに、健康保険証を当健保まで返却して下さい。**

## ▼被保険者が死亡したとき

- ・まずはご遺族の方から、当健保までお電話にてご連絡下さい。
- ・死亡の事実を確認させていただくため、『死亡診断書』等の写しが必要となります。
- ・死亡日の翌日が資格喪失日となります。
- ・健康保険の資格は、ご本人が死亡されますと、その翌日より扶養家族の方の資格も喪失し、当健保の保険証が使用できなくなります。ご家族が病院にかかられている場合等はすみやかに国民健康保険へ加入するなどの手続きが必要となります。  
(万一、扶養家族の方が、資格喪失後に当健保の保険証を使用して診療を受けた場合は、後日、当健保が負担した医療費を返還していただくこととなりますのでご注意ください。)
- ・死亡日の翌日が属する月以降の分として既に納められている保険料がある場合は、後日還付されます。(但し、任意継続加入月と死亡日翌日が属する月が同月の場合は還付されません)

